

○環境省告示第四十二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第九条第六項の規定に基づき、令和二年度以降の五年間についての各年度の特定分別基準適合物ごとの総量を次のように公表する。

令和二年三月三十一日

環境大臣 小泉進次郎

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年農林水産省、厚生労働省、商産省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物

年度（令和）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン）
二	二八五
三	二八二
四	二八〇
五	二七八
六	二七六

二 規則第四条第二号に規定する分別基準適合物

年度（令和）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン）
二	二三〇
三	二二八
四	二二五
五	二二三
六	二二一

三 規則第四条第三号に規定する分別基準適合物

年度（令和）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン）
二	一九三
三	一九二
四	一九一
五	一九三
六	一九二

六 規則第四条第六号に規定する分別基準適合物						五 規則第五条第五号に規定する分別基準適合物						四 規則第四条第四号に規定する分別基準適合物					
年度(令和)	年度(令和)	年度(令和)	年度(令和)	年度(令和)	年度(令和)	年度(令和)	年度(令和)	年度(令和)	年度(令和)	年度(令和)	年度(令和)	年度(令和)	年度(令和)	年度(令和)	年度(令和)	年度(令和)	
七二六	七二七	七二八	七二六	七二六	七二六	三二七	三二六	三二四	三二三	三二二	三二二	一〇二	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	
特定分別基準適合物ごとの総量(単位 千トン)						特定分別基準適合物ごとの総量(単位 千トン)						特定分別基準適合物ごとの総量(単位 千トン)					